

令和8年度インバウンド人流データ導入業務 仕様書

1 業務の目的

当該業務は、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」（令和5年改訂版）（以下、「共通基準」という）により観光入込客数の把握が可能となったスマートフォンの位置情報による人流データを活用することで、日本人と比較して実態の把握が難しい、訪日外国人旅行者（以下、「インバウンド」という）の来訪状況を把握することにより、客観的なデータに基づく観光施策の立案や効果的なプロモーションの実施につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和9年3月29日（月）まで

3 業務内容

本業務は、すべてインバウンドに関するものとする。

【① 人流データダッシュボードの導入】

（1）内容

共通基準にて選択可能となったスマートフォンの位置情報による人流データを活用し、本県を訪れたインバウンドの発地（国・地域）データや行動データ（来訪地、日帰り・宿泊）等を確認・分析できる人流データ（ダッシュボード）を導入すること。

（2）データ種別

当該業務で取り扱う人流データの種別は基地局データもしくはGPSデータとすること。

（3）データ範囲について

対象となる国・地域は制限がないこと。
三重県全域および県内市町別で分析を可能とすること。
データは拡大推計処理を実施したデータとすること。

（4）データの更新

必ず1か月ごとの更新とし、遅くとも対象月（n月）の翌々翌月末（n+3月の月末）までにはシステムに反映し、利用者がデータの確認、分析ができるようにすること。

（5）分析機能（内容・対象期間）

- ・少なくとも、次の内容・対象期間で分析できること。

	内容（国・地域別）	対象期間
①三重県全体および県内全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者数 ・ 日帰り/宿泊 ・ 入出国空港(*1) ・ 平均訪問市区町村数 	2026年1月～12月 (1か月ごと)
②県内5地域別(*2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者数 ・ 日帰り/宿泊 	2026年1月～12月 (1か月ごと)
③来訪者数上位5スポット別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者数 ・ 前後滞在地(*3) ・ 前後宿泊地(*3) ・ 入出国空港(*1) 	2026年1月～12月 (1か月ごと)
④F1日本グランプリ開催期間中の鈴鹿サーキットエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者数 ・ 他都市訪問地(*4) ・ 直前直後宿泊地(*4) ・ 入出国空港(*1) 	2026年3月26日～3月29日（日別ユニーク）

(*1)入出国空港についても、必ず国・地域別に分析を行うこと。

(*2)北勢地域・中南勢地域・伊勢志摩地域・伊賀地域・東紀州地域の区分で市町を合算したエリアとし、各エリアにおけるユニーク人数を分析すること。(①で取得した市町データの合算は不可。)

(*3)前後の滞在地および宿泊地は入国から出国までの期間に訪れた場所を対象とし、全国市区町村単位で分析すること。国・地域別の分析もすること。

(*4)他都市訪問地および直前直後宿泊地は入国から出国までの期間に訪れた場所を対象とし、全国市区町村単位で分析すること。また、国・地域別の分析に加え、入出国空港による行動パターンの違いも分析すること。

- ・ その他、当該人流データが利用可能な分析機能等について、その使い方(有効性)や留意事項を含めて提案書に記載すること。

(6) データのダウンロード

データについて、CSV形式でダウンロードができるようにすること。

データの公表制限およびダウンロードできるデータについて制限がある場合には提案書に記載すること。

(7) 利用開始日および利用期間

契約締結後概ね1ヶ月を目途にダッシュボードの利用を開始できるようにすること。

利用期間として、少なくとも契約期間内は継続して利用可能とすること。

(8) ダッシュボードアカウントについて

ダッシュボードについては、県庁内で同時に利用ができるよう、少なくとも

4 アカウント提供すること。

(同時接続制限がない場合は、1 アカウントでも可)

また、県庁外である、公益社団法人三重県観光連盟で利用可能とすること。

(9) 利活用支援

問い合わせを受けた場合は真摯に対応すること。

内容はまとめて定期的に報告すること。

(10) その他

導入するダッシュボードについては、既存、構築等問わない。

【② 人流データを活用した分析について】

(1) 概要

導入する人流データを活用した分析を行うとともに、人流データを三重県観光統計データサイトに掲載するよう Tableau ダッシュボードを作成すること。

(2) 分析レポートについて

人流データの分析内容としては、ダッシュボードで確認可能な、「県全体および県内各市町」における、「国・地域別の来訪者数（日帰り・宿泊別）」、「入出国空港」を毎月分析するとともに、年間を通じた分析を行うこと。

(3) Tableau ダッシュボードについて

「三重県観光統計データ」サイト (<https://www.tourism-statistics.kankomie.or.jp/>) に見える化できるように Tableau ダッシュボードを作成し、今後、県でも更新が可能なように、ワークブック (.twbx) およびデータソース (Excel) で本県に提供 (本県は、Creator ライセンスを既に有している) すること。

【③ その他】

その他、目的に資する内容について、必要に応じて提案すること。

4 納入成果物

納入すべき成果物は以下のとおり。

納入を求める成果物	形式	納入の期日
完了報告書	A 4 版 (Word、PDF ファイル)	令和 9 年 3 月 29 日 (月)
②(2)分析レポート	A 4 版および電子媒体 (Power Point もしくは Word ファイルおよび PDF ファイル)	令和 9 年 3 月 29 日 (月) ※月次報告については当該月の 翌々翌月末まで (12 月分は、令 和 9 年 3 月 29 日 (月) まで) ※契約月以前の月次報告につい ては、契約月の翌々翌月末まで

② (3) 人流データ等の見える化	電子媒体 (twbx, Excel)	令和9年3月29日(月)
-------------------	-----------------------	--------------

5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物にかかるすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が(7)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。